## ～安全で安心して暮らせるまちを目指して～

# 狭あい道路後退用地整備事業

## ●10月1日からスタートします●

※狭あい道路：幅員４ｍ未満の道路

産業建設部建築住宅室（☎84－5039）

### 背景と目的

わたしたちの身近にある生活道路は、日常の通行のみでなく、緊急車両などの通行のための利用機能や、通風・採光などの空間機能としての環境面からも重要な役割があります。

しかし、生活道路が狭いために十分に役割が果たされず、右のような問題が生じている地域があります。

このような問題意識を市民の皆さんと行政が共有し、道路拡幅のために協働で取り組むことにより、住宅地の防災機能や生活環境の向上を図るため、「狭あい道路後退用地整備事業」を行います。

この事業は、狭あい道路に接する敷地の建物の建て替え等の際に、道路中心線からそれぞれ２ｍ後退していただき、幅員４ｍの道路に拡幅するものです。

＜道路が狭いことによる問題点＞

- ○緊急時の救急車や消防車が入りにくく避難路として危険
- ○生活に必要な日照・通風が十分に得にくい。
- ○園児・児童の通園、通学路として安全を確保しにくい。
- ○歩行者と自動車および自動車同士のすれ違いが危険
- ○高齢者や体に障害を持つ人の移動に不便である。　など

### 道路後退のイメージ

＜横から見た図＞　＜上から見た図＞

◇道路後退前

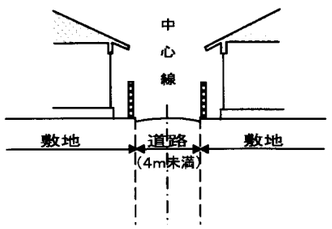


幅員が 4m未満の道路に接している敷地において、建築物の新築または建て替えを行う場合･･･

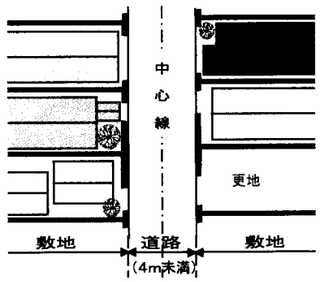


◇道路後退後

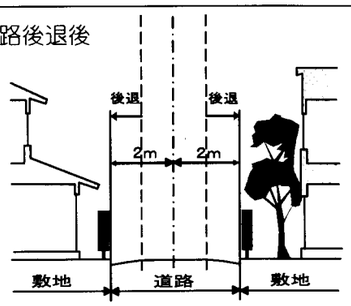


道路幅員が 4mになるように、道路の中心から 2m後退して建築する必要があります（場合によっては、さらに後退しなければならないこともあります）。

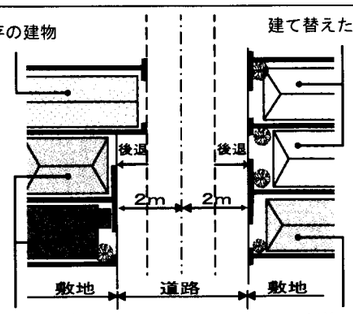




### 後退用地の取り扱いと各種助成制度

市民の皆さんから「後退用地」や、それに伴う「すみ切り用地※」の「寄附」もしくは「無償使用承諾」が得られますと、市は次のような施策や助成を行います。

※すみ切り用地：道路と道路が交差する部分の敷地の角を切り取り、道路に提供することで車や自転車、人などの交通安全を図り、車両の転回を容易にさせるもの

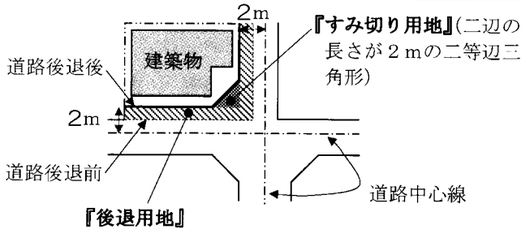


**後退用地の整備工事・維持管理等**

| | 所有権 | 拡幅整備工事 | 維持管理 | 非課税措置 |
|---|---|---|---|---|
| ①寄附する場合 | 市に移転する | 舗装などの工事を市が行う | 市で維持管理を行う | － |
| ②無償使用承諾とする場合 | 道路として使用権のみ市に与える | | | あり |
| ①、②以外の場合 | 私有のまま | なし | 個人で自主管理する | 原則的になし |

※①、②については、建築主等において後退部分の測量・分筆が必要となります（助成制度あり）。

**各種助成制度**

| | 測量・分筆助成金 | 支障物除去助成金 | 報償金 |
|---|---|---|---|
| ①寄附する場合 | あり（建築敷地当たり20万円の助成） | あり（工事費の一部を助成） | あり（２方向以上の道路に接する敷地） |
| ②無償使用承諾とする場合 | | | なし |
| ①、②以外の場合 | 助成制度はありません。また、後退部分の分筆・測量は求めませんが、後退用地内の支障物の撤去はすべて建築主または土地所有者の負担となります。 | | |

### 事業手続の流れ

①事前相談
・狭あい道路に接した敷地で建築行為や駐車場整備等を行う場合、狭あい道路の拡幅整備について、市と事前相談を行います。

↓

②事前協議書の提出
・事前協議は、建築主から市に事前協議書を提出して行います。

↓

③整備、管理、助成内容について協議
・拡幅整備の内容、後退用地の管理と助成内容について協議を行います。

↓

④道路中心線などの確定
・道路中心線などは関係地権者などの立会いのもと、確定します。

↓

⑤事前協議済通知書の交付
・事前協議終了後、市から建築主に事前協議済通知書を交付します。

↓

⑥確認申請の提出、門塀等設置届の提出
・確認申請の提出は原則として協議と道路中心線が確定した後になります。なお、門、塀等を設置する場合、工事着手する前に設置届を提出してください。

↓

⑦測量・分筆
・建築主等により、後退用地の測量・分筆を行います。

↓

⑧寄附申出書・無償使用承諾書の提出
・事前協議書に基づき、後退用地、すみ切り用地の寄附申出書または無償使用承諾書を提出してください。

↓

⑨後退支障物件の撤去
・建築主等により、後退用地内にある門、塀、擁壁、生け垣などを撤去してください。

↓

⑩助成金・報償金の交付
・工事完了の確認後、事前協議書に基づき助成金を交付します。また、後退用地、すみ切り用地の土地所有権移転登記完了後、報償金を交付します。

↓

⑪拡幅整備
・拡幅整備は、建築主等からの寄附または無償使用承諾が得られたもののみ、市が行います。

↓

⑫非課税措置
・無償使用承諾書が提出され、土地使用貸借契約が締結された土地について非課税措置をとります。

↓

⑬整備工事完了